不祥事根絶のための校内ルール

令和７年５月15日

茨城県立盲学校⾧　大澤　宏規

本校の教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、言動・行動に責任をもち、教育活動に専念しています。地域とともにある学校づくりを進める上で、服務規律の確保を徹底し、不祥事の未然防止に努めていかなければなりません。

幼児児童生徒が生き生きと学び、安全に生活できる場、保護者が安心してお子様を預けられる場、地域とのつながりを広げていく場として、遵守すべき事項を明文化し、本校に勤務する全ての教職員がお互いに支え合いながら、「不祥事の根絶」を喫緊の課題として取り組んでいきます。

１　教育公務員に関すること

　・職務に誠実であり、職を傷つけ、教育界全体の不名誉となることはしない。

　・勤務時間外（休日を含む）も教育公務員である自覚をもって、誤解や批判を受けない行動をする。

２　人権の尊重・不適切な行動の防止（わいせつ行為・盗撮等）

・子ども理解連絡会、ヘルスケア安全委員会、いじめ防止対策委員会の実施と結果に基づく個に応じ た対応を行う。

・個別面談、個別指導を行う際、場所を管理職、部主事、学年の教員に事前に連絡する。その際、複数の教職員で対応し、いわゆる「密室」はつくらない。

　・視覚障害に配慮した指導や支援の際に必要な身体接触に関して、教職員が共通理解を図り、幼児児童生徒及び保護者に誤解や不快感が生じないようにする。

　・幼児児童生徒や保護者と原則として個人的な連絡（電話・メール）は行わない。

　・電車内や階段、エスカレーター等では、不必要なスマホの使用や不審な動きなど、誤解されるような行動はとらない。

３　体罰の禁止

　・いかなる場合においても体罰等の不適切な指導は行わない。

４　個人情報の保護

　・校内の個人情報は、本校の「学校情報セキュリティ実施手順を定める要項」に基づき、適正な管理を徹底する。

　・メール・FAXの送信時は、誤送信防止のためアドレス等を複数の目で確認して送信する。

５　交通法規の遵守

・自家用車、自転車、公共交通機関、徒歩等いかなる通勤手段においても交通法規を遵守する。

・緊急の救急業務以外は、幼児児童生徒を自家用車へ同乗させない。

・飲酒運転は絶対に行わない。車を使用している人に飲酒を勧めない。また翌日、自家用車等を運転する場合は深酒を避ける。

６　不祥事根絶のための意識向上

　・「学校コンプライアンス推進計画」に基づく研修等を実施する。

・職員会議等において全教職員への注意喚起を行う。

　　・県教育委員会から配付されている「One IBARAKI」の閲覧と活用を推進する。